

# 山形県専門医制度対応委員会規程

## (趣旨)

第1条 蔵王協議会部会規程第5条第2項の規定に基づき、山形県における専門医制度への対応について協議するため、研修部会の下に山形県専門医制度対応委員会（以下、「委員会」という。）置く。

## (組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 山形県健康福祉部の代表 1名
- (2) 山形県自治体病院協議会の代表 1名
- (3) 山形県医師会の代表 1名
- (4) 山形大学医学部の代表 4名（外科系、内科系、教育、医療政策から各1名）
- (5) 山形大学関連病院会の代表 3名

## (任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に掲げる委員は、再任することができる。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、山形大学医学部総合医学教育センター長を充てる。

2 委員長は、委員からの要請がある場合には、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (委員以外の者の出席)

第5条 委員長あるいは委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を得て、意見を求めることができる。

## (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、蔵王協議会の議を経て、蔵王協議会会長が別に定めることができる。

## 附 則

1 この規程は、平成29年7月19日から施行する。

2 山形大学蔵王協議会研修部会・専門研修小委員会は廃止する。